

イーウェル社の契約以外の医療機関で受診した場合

2024年度 協和キリン健康保険組合 疾病予防健診補助金申請のご案内

健康診断事務委託先：株式会社イーウェル

イーウェル健診を利用しないで人間ドック・がん検診等（「その他人間ドック・各種健診」に該当します）の受診を希望される方は、当案内を必ず確認したうえで受診してください。費用をいったん全額立て替えていただき、『疾病予防健診補助金申請書』にて申請いただければ、後日補助金をお支払いします。

ただし、海外で受診された健診、人間ドック等は補助の対象外となります。

なお、「イーウェル健診」「イーウェル単独」と、「その他人間ドック・各種健診」の重複利用はできません。

対象

30歳以上の被保険者および被扶養者（2025年3月末時点）

※20歳以上30歳未満の被保険者および被扶養者は子宮頸部細胞診のみ対象

受診期間

2024年4月1日～2025年3月31日まで

※受診期間外で受診した場合は補助対象となりませんので注意してください。

※受診日当日時点で健康保険組合に在籍していなかった場合は、補助の対象外となります。

申請期間

2024年4月15日～2025年8月31日まで

※申請期間外に到着した申請書は補助対象となりませんので注意してください。

補助の対象の 健診

**自費で受けた人間ドックやがん検診等
（レディースドック、乳がん検査、脳ドック等）**

補助対象外

- ①海外で受診された健診
- ②文書作成料等の健診代金ではない費用
- ③アレルギー検査、風しんなどのウイルス抗体検査、遺伝子検査等
- ④保険適用（3割負担）健診

※領収証が複数枚となる場合は、1枚の補助申請書でまとめて申請してください。

※当年度分の申請は一度にまとめて行ってください。

申請が別々となった場合には、2回目以降に提出された申請分は補助の対象外となります。

健診・人間ドック等受診概要

対象者		健保補助額	自己負担額
対象者 共通	被保険者 被扶養者 任意継続者	総費用額の 35,000円まで	健診費総額のうち 補助上限35,000円を 超えた額

被保険者本人の健診結果や問診票は、労働安全衛生法および高齢者の医療の確保に関する法律が定める項目と定期健康診断時に協和キリン健康保険組合が付加している項目について、受診者が所属する事業主の求めにより、受診者の情報を提供します。また、そのデータを活用し、健康状態の把握や保健指導、健診データの分析・解析に活用します。

詳細は「事業主の求めに応じ提供する健診データ化項目」を参照ください。

■ 事後精算の流れ

STEP.1

お手元の書類を確認する

- ・以下の書類がお手元にあるかご確認ください
 - 疾病予防健診補助金申請のご案内（本紙）
 - 補助金申請書
 - 領収証貼付台紙
 - 疾病予防健診問診票

STEP.2

ご自身で健診機関へ予約する

- ・希望する健診機関が専用HP（<https://www.kenpos.jp/>）に掲載されていないことをご確認ください
- ・必ず個人名で予約をしてください
- ・定期健康診断の代用とする場合は、定期健康診断の検査項目が必要です。必要項目は事業主にご確認ください。
- ・発行される領収証もしくは明細書に受診する健診コース・オプション検査の各費用が記載されるかご確認ください。
※費用が記載されていない項目は補助対象外となる場合がございます。

STEP.3

受診する

- ・健診費用全額を健診機関窓口でお支払いください
 - ・領収証は忘れずに必ず受け取ってください
- その際、以下の項目の記載があるかご確認ください
- ① 受診者氏名（フルネーム）
 - ② 受診年月日
 - ③ 健診費用
 - ④ 健康診断費用を示す記載
 - ⑤ 健診機関の住所・名称・領収印
- ※④について、コースとオプションを受けた場合、金額の内訳が分かる記載、もしくは明細表・価格表などを添付してください
※健康保険証を利用した**保険診療（自己負担3割）**での受診は補助対象外となります

①	領収証	②
イーウェル	花子様	〇〇〇〇年〇月〇日
③	¥ 18,500	
④	但 健康診断費用として 上記正に領収いたしました	⑤
東京都〇〇区〇〇町 〇-〇-〇		イーウェル 院
領収証例		院長 イーウェル 太郎

STEP.4

健診結果を受領する

- ・受診後、約1カ月で健診機関から健診結果が届きます。
※健診結果に必須検査項目が記載されているかご自身でご確認ください
※お手元に届かない場合、受診した健診機関へご自身でお問合せください

STEP.5

補助金を申請する

- ・『補助金申請書』に必要事項を記載してください
- ・『領収証貼付台紙』に領収証を貼り付けてください
- ・申請期間内に、以下の申請書類一式を（株）イーウェルへご送付ください **※送料は自己負担となります**
 - 補助金申請書
 - 健診結果（コピー）※結果の判定のみではなく、具体的な結果が明記されていること
 - 領収証貼付台紙（領収証（原本）が貼られていること）
 - 疾病予防健診問診票
- ※領収証は必ず【原本】を貼付してください。コピーの場合、補助対象外となります
- ※健診結果の原本はご自身で保管してください
- ※申請書類は個人情報を含む信書に該当するため、送付の際は『簡易書留』等をご利用のうえ発送をお願いします
- ※書類漏れ・記載不備があった場合、確認のためお電話させていただくことがあります
- ※受理された申請書類一式は、返却ができませんのであらかじめご了承ください

【送付先】 〒699-0203 島根県松江市玉湯町布志名767番31
株式会社イーウェル データ管理A係


STEP.6

補助金は給与支払いとなります

- ※毎月15日までに（株）イーウェルへ到着したものを、翌々月の給与にてお支払いします。
書類不備や健康保険組合様に確認が必要な内容などがあった場合は1ヶ月先のお振込みとなる場合がございますので予めご了承ください
※万が一、振込金額に相違があった場合、お手数をおかけしますが（株）イーウェルへご連絡ください。

【お問合せ先】

事後精算に関するお問合せは、以下へご連絡いただきますようお願い申し上げます。
※個人情報保護の観点から、健康診断を受診されるご本人様以外からのお問合せは受付しておりません。

（株）イーウェル 健康サポートセンター  : 0570-057091

※上記の電話番号がご利用いただけない場合は、TEL：050 - 3850 - 5750をご利用ください。

【受付時間】 9:30～17:30 【休業日】 日曜・祝日・年末年始（12/29～1/4）